

◎古代山城の造営理由… 7世紀後半の東アジアの国際関係

◎古代国家（律令国家）の成立過程…地方支配のしくみを中心に

I 東アジアの画期 642年と乙巳の変（「大化改新」）

1) 朝鮮三国の動向と唐の介入【図1】

○百濟：義慈王… 562年に新羅に併合された加耶地域の40余城を奪回

→国王を中心とする専制政治 @王子余豊璋らを「質」として倭国へ

○高句麗：泉蓋蘇文…国王を弑殺・反対派貴族を肅正し、新国王を擁立

→權臣による専制政治

○新羅… 6世紀に大躍進／停滞期で、女王一王族・貴族の有力者による支配体制

→百濟・高句麗の攻撃を受けた新羅は唐に救援を要請

○唐…北方・西方が小康状態・東方に目を向ける余裕→半島情勢に直接介入へ

2) 倭国の状況…権力集中方式の模索

○推古朝：女帝一厩戸王・蘇我馬子→舒明朝：舒明と蘇我蝦夷の拮抗関係

→642年：皇極（舒明の大后）が即位：女帝一蘇我本宗家（蝦夷・入鹿）

○643年：蘇我入鹿は厩戸王の後継者山背大兄王を殺害し、蘇我系の上宮王家を討滅

→舒明の子で蘇我氏所生の古人大兄皇子即位を企図カ《高句麗型の権力集中》

○645年6月：乙巳の変 @645年は唐・太宗の高句麗征討が始まる年

- ・乙巳の変は国際情勢の変化に対応する権力集中のあり方をめぐる事件

- ・中大兄皇子（天智）一中臣（藤原）鎌足らを実働部隊として蘇我本宗家を討伐

→孝徳大王（皇極の弟）が即位《百済型の王家主導》

3) 孝徳朝の改革（「大化改新」）とその挫折

○『日本書紀』大化2年（646）正月甲子朔条の革新詔の評価…律令国家の出発点？

→大宝令文による潤色があり、7世紀後半の地方制度は評制

○地方から改革に着手…評制施行は649年【表1】

- ・国造その他の地方豪族が歴史的支配を築いてきた地域を1つの共同体として把握

- ・従来の縦割り的・分節的支配（国造制・屯倉制・部民制）を止揚

- ・「評」の名称、長官=督、次官=助督などの督系統の官名…朝鮮三国の地方制度に由来

→孝徳朝の改革は必ずしも唐を手本とした律令国家建設とは直結していない

○「抵抗勢力」の存在

- ・孝徳大王は飛鳥から難波宮に遷都して改革を推進…難波宮は652年に完成

- ・653年：中大兄皇子は飛鳥還都を主張し、母皇極前大王らを奉じて、飛鳥に戻る

→この段階では中大兄は急進的な変革に反対する「抵抗勢力」か

- ・654年：孝徳大王死去／655年：皇極が重祚して齊明天王に

→首都飛鳥の整備を推進《女帝一王族・貴族の有力者による支配体制》

II 百済滅亡と白村江戦

1) 新羅の体制整備

- 647 年：新羅では親唐依存派と親唐自立派の大規模な対立が勃発
 - 善徳女王が死去、真徳女王一自立派の王族金春秋による権力集中が実現
- 金春秋は 647 年に倭国、次いで唐へ→唐と同質の国家体制を築くことで、唐と同盟
 - 654 年太宗武烈王として即位（国王を中心とする専制体制／唐風化）
- 2) 百済滅亡と百済復興運動の興起
- 660 年 7 月：唐・新羅連合軍は百済を討滅→高句麗戦線へ
 - @ 倭国が 659 年 7 月に派遣した遣唐使は唐に抑留（661 年 5 月帰朝）
 - 倭国の国際情勢把握は不充分
- 8 月：旧百済遺民が百済復興運動を展開→王子余豊璋の帰還、百済王への推戴を要請
 - 倭国は百済救援の出兵【表 2】
- 3) 白村江戦（663 年 8 月）の様相
- 『三国史記』新羅本紀文武王 11 年条、百済人禰軍墓誌…倭国の兵力は 1000 艘
- 『旧唐書』劉仁軌伝…「四たび戦い捷つ。其の舟四百艘を焚く。煙焰天に漲り、海水皆な赤し。賊衆大漬す」→倭国は 4 割を失う壊滅的打撃を被る
- 『日本書紀』天智 2 年 8 月戊戌・戊申・己酉条
 - … 唐側は戦船 170 艘、倭国側は「我等先を争はば、彼自ずからに退くべし」と突撃
 - 唐は圧倒的な機械力と集団戦法／倭国は小舟と単純な戦法・個別行動
 - 百済は完全に滅亡／倭国には百済王族・貴族ら多くの亡命百済人が到来

Ⅲ 防衛体制の構築と中央集権的地方支配の成立

- 1) 防衛網の構築
 - 大宰府の防衛…烽・防人の配備と水城【図 2】
 - 北部九州～瀬戸内～畿内に朝鮮式山城築造【図 3】…亡命百済人の軍事知識を活用
 - @ 山城築造は大土木工事→多くの労働力徵發が不可欠
- 2) 白村江戦と倭国の軍事動員のあり方【表 3】
 - 国造軍が主体か
 - 『日本書紀』持統 4 年（690）10 月乙丑条【史料 1】
 - 讃岐からも出兵【史料 2】
 - 中大兄（天智大王）は唐に倣った中央集権的律令国家建設の必要性を実感《律令国家建設への道程》
 - 664 年：甲子宣…中央有力豪族が縦割り的に朝廷の職務を分掌してきた部民制解体へ
 - 667 年：近江大津宮遷都、668 年：天智大王として即位
 - 671 年：崩御（46 歳）、672 年：壬申の乱（大友皇子 × 大海人皇子〔天武〕）
 - @ 675 年：天武天皇の下で部民制廃止／律令体制の確立、天皇号・日本国号
 - 670 年：最初の全国的戸籍・庚午年籍を作成【表 4】→様々な徵發の台帳に
 - 671 年：太政官制と中央官司制度の端緒
 - 3) 立評と寺院建立
 - 伊予・越智評【史料 3】／備後・三谷評【史料 4】
 - 白鳳寺院の建立…造営技術・瓦の范型を中央から供給
 - @ 地方豪族は自己の歴史的支配維持のために、中央の権力を利用・協調的

4) 讃岐地域の様相

○屋島城と城山…総領が管理か【史料5】【史料6】 →律令制的国郡制の施行へ

○讃岐地域の豪族分布と地政学的位置【表5】【図4】

…紀氏の進出／吉備の包囲と瀬戸内海航路掌握のための凡直国造

○城山…国府所在地、古代道路、条里／讃岐国造凡直（讃岐直）と綾君

表5 讃岐国の豪族分布（【】は郡司氏族、*は紀氏系の豪族）

大内郡：凡直、大伴公、日下部

〔『平安遺文』437号寛弘元年（1004）讃岐国大内郡入野郷戸籍〕

秋月、葦屋、安曇、阿蘇、安倍、海、天田部、粟、伊西部、板持、一志、犬甘、宇治部、大秦、海原、榎井、凡、大原、岡田、刑部、忍海、乙里木、小野、借馬、風隼、葛木、賀茂、辛鍛*、唐向、刈田、紀*、清原、日下部、巨勢、己西部、己里、佐伯、坂田、坂本*、桜井、酒部、雀部、讃岐、倭文、菅野、村主、宗我部、高橋、財部、竹田、建部、田部、多米、常岡、津守、寺、鳥取、伴、長岡、中臣、錦幡、額田部、布師、土師、秦、服、服人、林、藤井、船木、文室、文和、平群、茨田、丸部、壬生、宗岡、物部、矢作、山口、六人部、若江、和氣、*時

寒川郡：【凡直（→讃岐公）、韓鍛師首（→坂本臣）*、紀米多臣、讃岐直、物部、矢田部、〔鴨部郷、布勢神社〕

三木郡：【小屋県主（妻・田中真人）】、桜井田部連、土師、秦、物部

山田郡：【綾公、凡・讃岐、佐伯、秦公】、綾勝*、葛木部、讃岐直・公、宗我部、舍人、布敷臣、神人

香河郡：【綾朝臣】、綾君、道守、秦公、秦、秦人部、生壬

阿野郡：【綾朝臣】、海部、綾公（→朝臣）、伊与部連、宇治部（宇遲部）、日下部、酒部、真歳、生壬部、矢田部、〔鴨部郷、氏部郷、鴨神社〕

鵜足郡《鵜足評》：大伴首、大伴部、韓鍛師首（→紀辛梶臣）*、河内部、吉志、吉志部、建部、布敷臣、〔坂本郷*〕

那珂郡：【因伎首】、因伎首、佐伯、錦部、丈部

多度郡：【佐伯直、伴良田連、綾】、海部、漢部、因伎首、何部、大伴部直、大伴部、刑部造、神奴、秦子

三野郡《三野評》：【丸部臣、綾】、日下部、佐伯直、佐伯部、桜井田部連、丸部

茹田郡：刈田首、〔紀伊郷*〕

（参考文献）

木原溥幸・丹羽祐一・田中健二・和田仁『香川県の歴史』山川出版社、1997

松原弘宣『古代の地方豪族』吉川弘文館、1988

森公章『「白村江」以後』講談社、1998

森公章『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館、2013

森公章編『日本の時代史 3 倭国から日本へ』吉川弘文館、2002

森公章編『史跡で読む日本の歴史』3 古代国家の形成、吉川弘文館、2010

図1 7世紀の東アジア



図2 大宰府の防衛と水城の構造

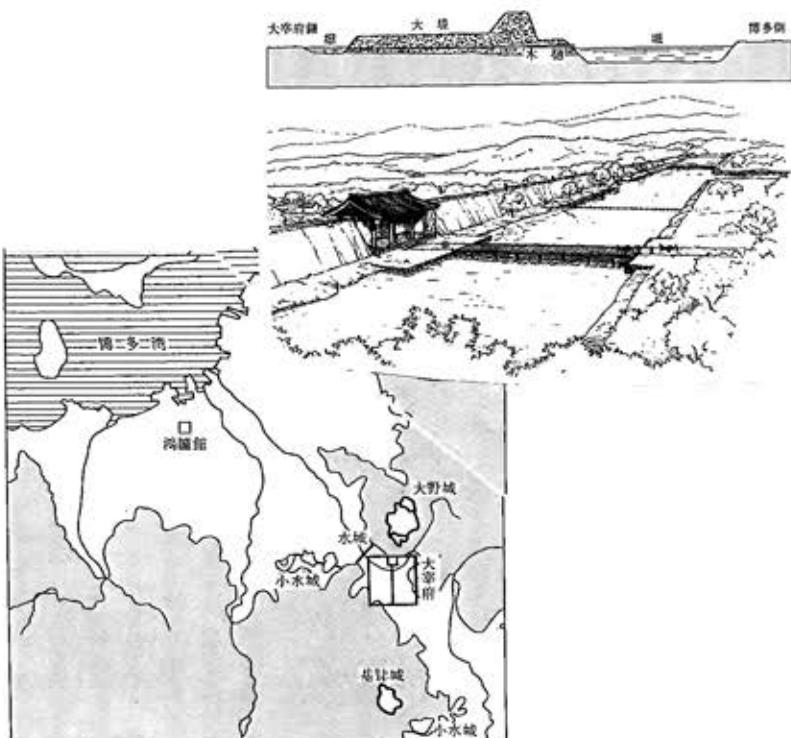


図3 朝鮮式山城の分布

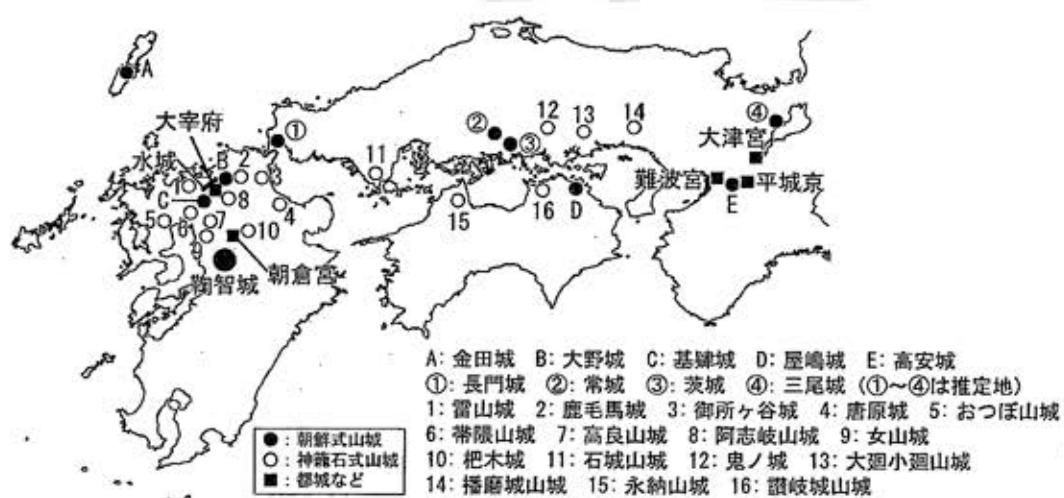


図4 濑戸内海航路と讃岐国の全体図

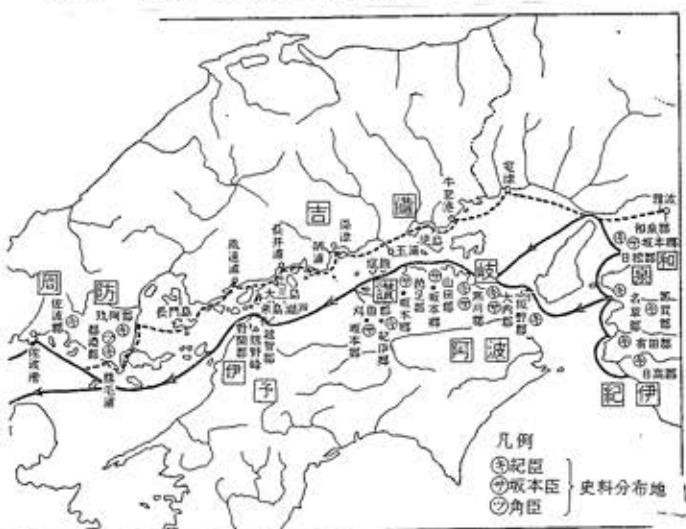


表2 百済救援の年表

年	記号	記
660 齊明 6	A	9.- 百济、達事・抄弊從を派遣し、百濟滅亡と復興運動興起を伝える。 *この間、齊明天王は百济救援を決定し、筑紫に遷居する。
661 齊明 7	B	4.- 福信、王子札解（豊磯）の帰還を乞う上表文を呈する。 *7月、齊明天王が死去し、「日本書紀」は天智稱制前紀となる。
Ca	Ca	8.- 前將軍大花下阿彌比羅夫連・小花下河辺百技臣、後將軍大花下阿彌引田比羅夫臣・大山上物部連禪・大山上守君大石ら、「百族を教い、仍て兵仗・五穀を送る。」
Cb	Cb	8.- 別に大山下狹井連禪・小山下樂造田來津を遣し、「百濟を守護。」
D	D	9.- 中大兄皇子、王子豐瓈に福信を授け、大山下狹井連禪・小山下樂造田來津に5000余軍を率いさせ、「本郷に寄送。」
E	E	是れ「日本の高麗（高句麗）を教う軍将等」、百济加利氏（告火＝全羅北道扶安郡）に治る。
662 天智元	F	正.27 福信に乞、糸・錦・布・革、稻穀を贈る。
G	G	3.4 百济王に布を賜う。
H	H	3.是月（高句麗を教う）軍将、駿留城（周留城々）に據る。
I	I	12.1 百济王・福信・長井連・朴市田來津に周留城から遷城（全羅北道金堤郡）への遷都を提案し、田來津の強硬な反対を退け遷都。 是れ百济救援のために兵甲・船舶・軍糧を備える。
J	J	2.2 新羅、百濟の開拓4州を焼き、安撫（漢安々）等の要略を取る。百济、周留城に遷都。
K	K	3.- 前將軍上毛野君惟子・間人連大墓、中將軍巨勢臣神前駅語・三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鎌所に2万700人を率いさせ「新羅を打つ。」
L	L	M 5.1 大上君、高句麗に兵事を告げて還る途中、札解と石城（忠清南道扶余の車ぬの石城里）に会い、福信の罪を訴えられる。
M	M	N 6.- 前將軍上毛野君惟子等、新羅の「少摩岐奴江」2城を取る。百济王、福信を誅殺。 O 6.13 新羅、周留城攻撃を謀る。百济の「少摩岐奴江」2城を取る。百济王、健兒万余を率いて到ると聞き、白村江に待機を計画。
P	P	P 6.17 新羅、周留城を囲む。藍軍、駿船170艘を率い、白村江に陣列。
Q	Q	Q 8.27 僥、はじめで到り、唐の船頭と戦い苦戦、退却。
R	R	R 8.28 僮、唐軍に大敗（白村江の敗）。
S	S	S 9.7 周留城、唐に降伏、百济入ら、僥への亡命を決定。
T	T	T 9.11 年豆（赤豆＝全羅南道羅州勝浦面）に出发。
U	U	U 9.13 旦礼（全羅南道宝城縣島城面）に至る。
V	V	V 9.24 僮の船頭と亡命百济人々、豆礼城に至り、25日に出帆。

表1 伊勢・常陸における立評

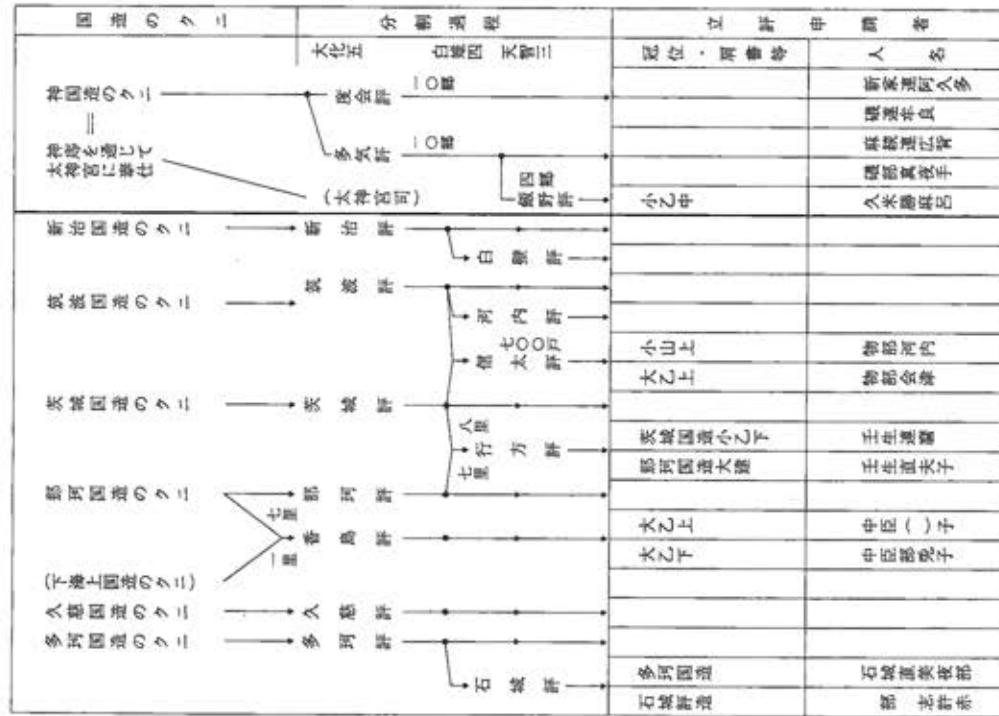


表4 庚午年籍關係史料

表3 百濟救援の出兵者と募兵地域

内道	国名	史科
畿内	山城	【天平勝宝3(751). 3.3 亥田久比麻尼解(大3-491・492)】自庚午始五比七比 籍解淨良人所置。【下陽系图】鳴原主字志, 大津朝泥仕事, 而庚午年稱負 部姓。【姓氏錄・神官部盈】庚午年稱住新家, 加新家二字為丹比新家連也。 【姓氏錄・丹比宿禰】庚午年改作新家, 加新家二字為丹比新家連也。 【姓氏錄・大家臣(金氏系)】庚午年稱居大家負大宅臣姓。【承和6(839). 8. 戊 寅条・百濟公豐員】以庚午年被實河内國大島郡。 【承和10(843). 12. 戊午条・逐連】天平年中銀以透一字為姓矣。檢庚午年籍 舊本性(河刀連)焉。
河内	常陸	【豐受太守宮嗣任次解・伴主氏】石部飛鳥。《顯度庚午年籍為石部姓者也》 【天応元(781). 5. 丁亥条・妻呑臣鷦主】庚午年稱娶母姓為妻作姓。 【延暦元(782). 12. 戊戌条・小塞宮屬弓張】庚寅歲以降, 因居地名從小塞姓。 【延暦元年籍改換小塞聚屬張姓】 【伊豆國造伊豆館繼系图】庚午年稱負日下郡直姓。
河内	和泉	【伊豆元(781). 5. 丁亥条・妻呑臣鷦主】庚午年稱負大伴山前連姓。 【弘仁11(820). 5. 4. 太政官符(三代格)】此以辛未年籍為庚午年籍事。
河内	播磨	【長元7年(1028)上野國交替実驗帳】庚午年改拾卷。《管轄勘拾卷, 駿家戸跡》
東海道	尾張	【越中石黒系圖】庚午年稱負大伴山前連姓。
東海道	伊豆	【古國聚象錄】庚午年稱負大伴山前連姓。
東海道	甲斐	【天平神元記】庚午年稱勘盈日, 依書算知而國取勘持, 國資・県領并觀民 德之是辨勘定注朝廷底並。
東海道	常陸	【天平神元記】庚午年稱勘盈日, 依書算知而國取勘持, 國資・県領并觀民 德之是辨勘定注朝廷底並。
東山道	上野	【長元7年(1028)上野國交替実驗帳】庚午年改拾卷。《管轄勘拾卷, 駿家戸跡》
北陸道	越中	【越中石黒系圖】庚午年稱負大伴臣姓。
山陰道	但馬	【栗鹿大神元記】庚午年稱勘盈日, 依書算知而國取勘持, 國資・県領并觀民 德之是辨勘定注朝廷底並。
山陰道	播磨	【天平神元記】庚午年稱勘盈日, 依書算知而國取勘持, 國資・県領并觀民 德之是辨勘定注朝廷底並。
南海道	紀伊	【天平寶字8(764). 7. 丁未条】有僧籍所庚午幅, 菩寺綱名。【宝龜10(779). 6. 辛亥条・海奴百姓】自庚午年至大宝二年四比之篇, 並注惡部。
阿波	播磨	【天平勝寶元(767). 3. 乙丑条】庚午年稱勘盈字。【宝龜4(773). 5. 辛巳条・長賣人立】庚午之年, 長值籍皆實之字。
讃岐	阿波	【和銅6(713). 5. 申戌条・物部乱】庚午以來, 並實良人。【延暦10(791). 9. 戊 子条・凡直千總】庚午之解, 改大押字。仍注凡直。【延暦10(791). 9. 戊寅 条・綾公賀取呂】校自庚午年籍, 則除朝臣。
西海道		【神龜4(727). 7. 丁酉条】質契諸國度庚午籍七百七十卷。

出典を記したもの以外は、当該国史が典義。
出典の略称：大=大日本古文書、姓氏錄=新撰姓氏錄、三代格=類聚三代格

国名	郡名	出典	人名	備考
豊河	山梨	齊明7・是哉桑 古屋家家譜 風土記香島郡桑	大伴山前連源守	領を造らせる。 少領、將で領没
甲斐	常陸	信太 但馬 播磨 備中	慶雲4・5・癸亥桑 栗鹿大神元配 風土記健客恩桑 下道	*「豪傑之世」に石城で造った船 が香島郡に源若 40余年後に帰國 帰國後、大領に *官船を造る。 遷修郷で軍士2万人を徵發 百済の僧侶をつれて帰國
常陸	常陸	三谷 郡貢 伊予	日本盡異紀上-7 慶雲4・5・癸亥桑 栗鹿10・4・戊戌桑 日本盡異紀上-17 越智	40余年後に帰國 帰國、追大或授与 爲國後、立訴。小市開造か 帰國
筑前	筑後	筑前 筑後 山門 上妻	天武13・12・癸亥桑 筑紫4・5・癸亥桑 持続4・9・丁酉桑 持続4・10・乙丑桑	40余年後に帰國 軍丁。30年後に帰國 帰國。氣紫國造か 帰國。宇佐の有力豪族か 帰國。追大或授与
豊前	豊前 肥後	宇佐 皮石	天智10・11・癸卯桑 天智10・11・癸卯桑 持続10・4・戊戌桑 王生諸石	持続4・11・癸卯桑 鷦鷯勝安婆 持続4・11・癸卯桑
不詳		詳	天智10・11・癸卯桑	布節首磐 越中國射水郡・土佐国安芸 郡に布節郡がある。
			天武13・12・癸亥桑 持続4・10・乙丑桑	帰國 天智10・11・癸卯桑 弓削邊元宝児
第一水原道			齊明7・8桑 齊明7・9桑	前特車阿愚連比摩夫・河迎臣百枝 後特車阿倍引田臣比溫夫・物部連熊・守君大石 別等侯井迎根郎・桑造田来津(近江・愛智)
第二水原道			天智2・3桑	前特車上毛野君智子・關人連大益 中將軍巨勢物前臣足根勝(近江・神崎)・三輪君根麻呂 後特車阿倍引田臣比溫夫・大宅臣鎌利
第三水原道			天智2・3・甲午桑	鹿原君臣(鷲河・蘆原)

(備考欄に*を付したものは参考記事)

史料 1 『日本書紀』持統四年（六九〇）十月乙丑条

乙丑に、軍丁筑後國上陽咩郡の人大伴部博麻に詔し、
て曰はく、「天豐財重日足姫天皇の七年に、百濟を教ふ
役に、汝、唐軍の為に虜にせられたり。天命開別天
弓削連元宝の児四人、唐人の計る所を奏聞さむと思欲へど
も、衣糧無きに縁りて、遠くこと能はざることを憂ふ。是に、
博麻、土師富杼等に謂りて曰く、「我、汝と共に、本朝に還
向かむとすれども衣糧無きに縁りて、俱に去くこと能はず。
願はくは、我が身を売りて衣食に充てむ」といふ。富杼等、
博麻が計の依に、天朝に通くこと得たり。汝、獨り他界に
淹滯り、今し三十年なり。朕、厥の朝を尊び國を愛ひ、己
を売りて、忠を顯せることを嘉す。故、務大肆、井せて純
五匹・綿二十屯・布三十端・稻一千束・水田四町を賜ふ。其
の水田は曾孫に及至せ。三族の課役を免し、其の功を顯さ
む」とのたまふ。

史料3 『日本靈異記』上巻第十七話

伊豫の國越知の郡の大領の先祖越智道・百濟を救はむとするに當りて、遣されて軍に到りし時、唐兵に擒はれ、其の唐國に至る。我が八人、同じく一つの洲に住む。懐トシテ觀音菩薩の像を得て、信敬尊重す。八人心を同じくし、蟻に松の木を載リテ一つの舟を爲り、其の像を誇け奉りて、舟の上に安置し、各誓願を立て、彼の觀音を念す。爰に西の風に隨ひて、直に筑紫に来る。朝庭聞し召して、事の状を問ふ。天皇怒に駄びて、樂ふ所を申さ令む。是に越智直言はく「邸を立てて仕へむと欲ふ」といふ。天皇許可したまふ。然して後に那を建て寺を造り、即ち其の像を置けり。(その)時より今世に迄り、子孫相傳をきて歸敬す。蓋し是れ觀音の力、信心の至りなり。丁闇の本母すら、猶生相を現じ、僧の感する盡女すらも、尙哀形に應ふ。何に況むや、是れ菩薩にして應へ不らむや。

史料 4 『日本靈異記』上卷第七話

博麻が計の依に、天朝に通くこと得たり。汝、独り他界に
淹溺り、今し三十年なり。朕、厥の朝を尊び國を愛ひ、
を売りて、忠^三を顯せることを嘉す。故、務大肆、并せて、純
五匹・綿一十屯・布三十疋・稻一千束、水田四町を賜ふ。
の水田は曾孫に及至せ。二族の課役を免し、其の功を顯さ
む」とのたまふ。

史料2 『続日本紀』慶雲四年（七〇七）五月癸亥条

○笑亥二十六日
讀岐國那賀郡さぬきのさか

錦部刀良、陸奥国信太郡生王五百足、筑後國山門郡許勢部形見等に、
各衣一襲と塩・穀とを賜ふ。初め百濟を救ひしき、官軍利あらず。刀
良ら、唐の兵の虜にせられ、没して官戸と作り、卅餘年を歴て免されぬ。
刀良、是に至りて我が使粟田朝臣真人らに遇ひて、隨ひて帰朝す。その勤ま
く苦を憐みて此の賜有り。

○日本ノモルノ「朝臣毛野」を大式。直広參は多朝臣牟後附を周防守領。小足を吉備守領。直広參百濟王邊守を當陸守。

辛丑に、伊予總領中田・朝臣法麻呂等に詔して曰はく、「歲